

令和 6 年（フ）第 5403 号
破産者 弁護士法人横山法律事務所

令和 7 年 5 月 12 日

東京地方裁判所民事第 20 部特定管財 3 係 御 中

破産管財人 柴 田 祐 之

調 査 報 告 書

第 1 破産者について

1 概要

破産者弁護士法人横山法律事務所（以下「破産者」という。）は、令和 2 年 8 月 14 日に成立した、第一東京弁護士会登録の弁護士法人であり（届出番号 1477）、社員は横山晃崇（以下「横山氏」という。）1 名である。

2 従前の収支等状況

破産者の従前の収支等の状況は、次のとおりである。

なお、2021・2022 年分は決算書（当時の担当税理士作成）によるもので、2023・2024 年分は、当職が依頼した公認会計士が破産者名義の預金口座の取引を調査した結果から推計したものである。

（単位：千円）

	2021 年 【申告済】	2022 年 【申告済】	2023 年 【概算(注)】	2024 年 【概算(注)】
売上高	615,012	1,142,706	1,104,002	361,777
営業利益	6,742	29,939	191,706	▲360,243
税引前純利益	6,790	29,908	191,706	▲360,243
当期純利益	5,136	21,398	119,740	▲360,313

（注）本報告書作成日時点の調査結果に基づくものであり、今後の調査次第で数字が変動する可能性がある。

第 2 破産手続開始に至る経緯

1 破産者の業務内容（広告会社との関係）等

破産者の業務内容等についての横山氏の説明は、概要以下の通りである。

- (1) 横山氏は、破産者を設立（法人化）した令和 2 年頃までは、主として債務整理や家事事件等を取り扱っていた。
- (2) 平成 30 年頃、横山氏は、貸金請求事件の依頼者某氏より、X 社の関係者を紹介された。

同関係者は、令和 3 年頃、横山氏に対し、国際ロマンス詐欺、FX 詐欺等の投

資詐欺被害事件を取り扱うことを持ち掛けるとともに、集客のための広告業務の委託先として X 社を紹介した。横山氏はこれに応じて、令和 3 年 8 月 1 日、X 社との間で WEB コンサルティング契約（破産者の業務に関するホームページ作成及びその内容を随時変更し、リスティング広告の実績をあげ SEO を実施する業務）を締結し、投資詐欺被害事件を取り扱うようになった。

また、これと同時期に、上記依頼者某氏から株式会社 Y 社を紹介され、同社とも WEB コンサルティング契約を締結した。

X 社との WEB コンサルティング契約では、月の基本報酬のほか、業務量及び業績に応じ、協議の上、取り決めがなされればその額を支払うこととなっていた。この報酬条項は、Y 社も同様であった。

しかしながら、横山氏の説明によれば、上記協議がないまま、月額基本報酬を大幅に超過した金額が X 社に支払われていたことが、令和 4 年 5 月頃に横山氏の知るところとなった（当時の破産者の経理担当者は、上記某氏より紹介を受けた人物であった。）。同社と契約を締結した令和 3 年 8 月以降の、破産者から X 社への送金総額は、約 8 億円にのぼっていた。

横山氏は、令和 4 年 5 月、X 社との契約を解約するとともに、上記経理担当者らを退職させた。

- (3) 上記解約・退職等により、新たな WEB コンサルティング業務委託先及び人員の補填が必要となった。そこで上記 Y 社の代表取締役役に相談をしたところ、WEB コンサルティング業務については、Y 社との契約を改定・拡充することとし、人員不足に関しては、Z 社株式会社（以下、「Z 社」という。）を紹介され、同社と人材派遣・人材紹介の業務委託契約を締結して対処することとした。なお、Z 社側の説明によると、当該契約に基づく業務は、後日、Z 社とは別会社の新 Z 社が引き継いだとのことである。

この Z 社との契約及び再締結した Y 社との契約は、破産者がこれらの会社と直接契約を締結するのではなく、横山氏が代表取締役を務める「みらいライフ株式会社」（以下、「みらいライフ」という。）と破産者との間で広告等業務委託契約を締結し、みらいライフが当該業務を再委託する形で、同社と Z 社及び Y 社との間において業務委託等契約を締結する形とした。

このようにして、令和 4 年 8 月 1 日、破産者とみらいライフとの間において広告等業務委託契約が締結され、同年 10 月 13 日には、みらいライフと Z 社との間において人材紹介・人材派遣の業務委託契約が、またみらいライフと Y 社との間において WEB コンサルティング契約が締結された。



- (4) 横山氏によれば、当時の上記三者間の金員支払いは、Z 社側の社員がみらいライフを通じて破産者に請求し、破産者の業務委託社員（Z 社側から紹介を受

けて採用した社員）がみらいライフに、またその後にみらいライフから Z 社らに各支払いを行うというものであった。

しかしながら、横山氏によれば、この契約においても X 社のときと同様に、横山氏にその詳細が知らされないままに、三者間で多額の資金の支払いがなされていることが判明するに至ったとのことで、横山氏は、令和 6 年 4 月、Z 社及び Y 社との間の契約を解約することとした。

(5) 以上のような経緯を経て、破産者は X 社に対し、また、みらいライフは Z 社に対し、流出した金員の回収を図るべく、不当利得返還請求訴訟を提起するに至った。この点については、第 3・2 項(3)ウにおいて詳述する。

2 紛議調停申立て及び懲戒処分

破産者に対しては、多くの依頼者より、委任契約締結にあたって横山氏本人から十分な説明等が得られていない、あるいは受任後も状況等の報告がなく問い合わせにも真摯に対応しない等の苦情が第一東京弁護士会に寄せられていた。紛議調停（弁護士と依頼者との間のトラブル等について、所属弁護士会において調停で解決を試みる制度）の申立ても相次ぎ、その数は、令和 6 年 8 月 9 日時点で 153 件、着手金の返金希望額は合計約 1 億 7000 万円にのぼっていた。

また、懲戒申立てもなされ、第一東京弁護士会は、令和 6 年 5 月 1 日、破産者について同年 4 月 22 日付で懲戒委員会の審査に付したことをホームページで公表した。

3 破産手続開始申立て

令和 6 年 8 月 14 日、第一東京弁護士会及び破産者の依頼者らから、破産者及び横山氏について東京地方裁判所に破産手続開始申立てがされ、令和 7 年 1 月 10 日に破産手続開始決定がなされた。

第 3 破産管財業務の状況

1 破産手続開始決定直後の対応

本件破産手続は、債権者からの申立てによるものであったことから、手続開始後速やかに破産者の財産の保全を行う必要があった。また、依頼者等関係当事者の数も多数に上り、混乱も想定されたことから、早急に適切な形での情報提供等を行う必要性も存した。このため、当職は、破産手続開始決定直後に次の対応を行った。

(1) 主要な預金口座の凍結

申立書によれば、破産者の主要な財産は預金のみであった。そこで、破産手続開始決定日当日に、破産者名義の銀行口座のうち非凍結の（破産者がなお自由に引き出し等をしうる）ものについて、当該口座を有する金融機関に架電し、破産手続開始の事実及び名義人からの引き出し等要求には一切応じないよう伝えるとともに、同様の内容の文書を、破産手続開始決定書写しを付して送付した。その他口座についても金融機関に連絡を取る等して、速やかに破産管財人の管理下に置いた。これら措置により、破産者の預金は保全され、破産手続開始決定直後における預金流出等の事態は回避された。

(2) 破産管財人ホームページの公開

本件は、依頼者を含む関係者が多数にのぼり、個別の問合せに対応することが困難であることから、破産手続開始決定日当日に、破産管財人ホームページを開設し、破産手続開始の事実及び同手続に関する必要な情報等を開示（一般的な相談事項は Q&A として掲載）するとともに、問い合わせ事項については、同ホームページ上の「お問い合わせフォーム」にて連絡するよう案内をした。

(3) 訴訟係属裁判所等との連携

破産者を代理人とする訴訟も全国に複数存していたことから、各係属庁等関係者に連絡をし、本件破産手続開始の事実を伝える等、必要な措置を取った。

2 その後の対応事項

(1) 上記の外、対応した主な事項は次のとおりである。

- ① 事務所の明渡し及び資料保全
- ② 財産調査及び流出資産の返還対応
- ③ みらいライフの破産申立て
- ④ 債権者対応
- ⑤ 債権者等情報のデータ整理

(2) 上記①（事務所明渡し・資料保全）について

破産者は、破産手続開始決定時点で、事務所として 1 室、また書類保管場所として 1 室を賃借していた。いずれの物件についても、賃貸人に対し破産法 53 条 1 項に基づく解除通知を送付し、室内に存していた委任契約書等の重要資料を搬出したうえ（これについては現在、管財人事務所及びトランクルームにて保管している。）、令和 7 年 2 月 18 日に明渡しを行った。

(3) 上記②（財産調査・流出資産返還対応）について

ア 財産調査

横山氏への聴取及び関係資料の確認等の方法により、破産者の財産について調査を行った。判明している財産は、預金を中心とした、別紙財産目録及び収支計算書記載のものである。

イ 資金流出について

本件では、広告会社に対するものを中心とする、預金の流出経緯及びその内容等が問題となり、この点について、公認会計士の助力を得て、預金の取引履歴を精査する等により詳細の調査を行った。まだ調査中の段階ではあるが、現時点で判明している限りでの概要は以下のとおりである。

破産者が投資詐欺案件の業務を開始した 2021 年（令和 3 年）から、2024 年（令和 6 年）までの 4 年間における破産者の売上合計は、約 32 億円（2023 年・2024 年については、個人名ないしクレジット代行業者名による破産者の銀行口座宛の入金分からの推計）である。

上記入金分のうち、約 8 億円が X 社に支払われている。また約 14 億円がみらいライフに送金され、そのうち大部分が同社を経由して Z 社、新 Z 社及び Y 社に支払われている。

上記 3 社以外にも、広告会社と見られる複数社への送金が確認されており、

横山氏によれば、一部は横山氏の管理承諾のもと支払われたものであるが（約 6 億円）、その他、社名等を認識せず契約したこともないところへの支出も存するとのことである。

以上のとおり、破産者に入金された着手金等のうち多くの部分が広告会社宛に送金されている状況が確認されている。

また、これら以外にも、事務所職員の人件費、事務所賃料をはじめとするいわゆる販管費も相当額が支出されている（破産者においては、2022 年ないし 2023 年頃の、業務案件数が最盛期にあたる時期には、事務職員を 10 名以上、執務室も 3 室賃借していた。なお、同時期頃における横山氏個人の破産者からの報酬は、決算書上、年間 1150 万円であった。）。その他、仮想通貨の追跡調査費用の支出等も存している。

現時点で確認できるとく大まかな資金の流れは以上のとおりであるが、なお不明の点もあり、今後さらに預金の精査を行う等して資金関係の調査を進めることとする。

ウ 返還対応

（ア） X 社

令和 6 年 6 月 11 日、破産者は、X 社に対し、一部請求として 3 億円の不当利得返還請求訴訟を東京地方裁判所に提起し、同年 11 月 21 日、同請求を認容する内容の調書判決を得た。

同年 12 月に上記判決は確定し、破産者は、X 社の預金債権について債権差押命令の申立てを行った。

上記命令の発令前に本件破産手続が開始したことを受けて、上記判決について承継執行文の付与を受けた上で、当職がかかる執行手続を承継して対応しているが、同社の預金その他資産の存在等について正確・詳細なところは全く明らかになっておらず、法人としての実体すら確認できない状態であることから、強制執行による回収はかなりの困難が予想される。

（イ） ロワー、ZEN 及びエヌクリエイト

横山氏の与り知らないところで、破産者名義の預金口座から A 社¹、B 社、C 社なる各社（横山氏は、同各社のことを全く知らないとのことである。）名義の預金口座に合計 1998 万 6825 円（A 社 600 万円、B 社 498 万 6825 円、C 社 900 万円）が送金されていることが確認された。このため当職より、同各社及びその各代表取締役に対し、同金員の返還を求める旨の内容証明郵便を、登記上の住所宛てに発送した。しかしながら、いずれも、宛所尋ねあたらずとして返送される等しており、通知が奏功していない状況である。

（ウ） Z 社及び新 Z 社

みらいライフは、令和 6 年 8 月 26 日、新 Z 社に対し、6 億 2998 万 5943 円の一部請求として、4 億円の不当利得返還請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。

また、みらいライフは、同年 10 月 8 日、Z 社に対し、2000 万円の不当利得返還請求訴訟を横浜地方裁判所川崎支部に提起した。

上記各訴訟は現在も係属している。

(4) 上記③（みらいライフ破産）について

みらいライフは、同社を経由して破産者の資金を広告会社宛に流出させており、その送金分の多くは根拠が不明確であることから、破産者に損害を及ぼしたものであるとして破産者に対し多額の債務を負うことになるところ、同社は、破産者と Z 社及び新 Z 社との間に形式上介在していたにすぎず、見るべき資産も収入もないことから、債務超過ないし支払不能の状況にあった。当職は、みらいライフについては、破産手続を取り、中立な立場の破産管財人の手によって上記 Z 社らに対する訴訟を遂行し、あるいは資金の流れ等の調査を進めることが、本件破産手続にとっても有用であると判断し、横山氏と協議を重ね、その結果、横山氏は、令和 7 年 4 月 17 日、みらいライフの取締役の資格において、東京地方裁判所に同社の破産手続開始申立てを行った。同年 5 月 9 日、みらいライフについて破産手続開始決定がされ、当職（柴田祐之）が同社の破産管財人に選任された。

今後は、みらいライフを原告とする Z 社及び新 Z 社に対する訴訟を、みらいライフの破産管財人として受継するとともに、同社について資金の流れ等を含めた詳細な調査を行うこととする。

(5) 上記④（債権者対応）について

上述のとおり、破産手続開始決定日の令和 7 年 1 月 10 日にホームページをアップした。債権者からの問い合わせ事項は、同ホームページ上の「お問い合わせフォーム」を案内し、寄せられた問い合わせのうち、管財手続において必要な事項は、問い合わせ事項を一般化し、Q&A を追加更新することで回答している。なお、これまで、令和 7 年 2 月 7 日、同年 4 月 10 日に Q&A を更新している。

(6) 上記⑤（債権者情報データ整理）について

現在、破産者が保持していた依頼者のデータを整理し（従前、同データは十分整理されておらず、情報が複数個所に散在する等、一覧性等も欠くものとなっていた。）、破産管財人ホームページに寄せられた情報も加える等して、債権者に関するデータの取りまとめを進めている。

今後、一般破産債権に対する配当の実施が可能となった際には、上記データをもとに、破産債権届出書を送付することとする。

3 破産財団の換価状況

財産目録及び収支計算書記載のとおりである。

(1) 預金

いずれの預金についても解約手続が完了している。

(2) 損害賠償金

みらいライフを通じて資金が流れている Z 社及び新 Z 社に対する返還請求については、現在みらいライフを原告とする訴訟が係属中であり、今後はみらいライフ破産管財人が訴訟を受継することとなるところ、仮にみらいライフが当該訴訟により Z 社らから金員を回収する等して配当可能な資産が生じた場合は、当職がみらいライフの債権者として破産配当を受け（みらいライフの債権者は現状、当職 1 名のみである。）、これを本件破産手続における破産配当の原資等

に充てることとする。

X 社及びその他の複数の使途不明の支出先に対しては、今後も継続して回収に努めることとする。

(3) 敷金

エミタス虎ノ門ビルの事務所について敷金が預託されていたが、敷金よりも未払賃料及び原状回復費用の方が大幅に上回る状況にあった。当職は、賃貸人と交渉し、敷金額を超過する分の未払賃料及び原状回復費用等は全額免除を受ける旨の和解を行った。

4 負債の状況

本件の租税債権（税金等の未納分）の状況は以下のとおりであり、合計額は 9537 万 0136 円である（ただし、下記「申告分」は現時点の推計額）。

- ・ 交付要求分 575 万 6436 円
- ・ 申告分 8961 万 3700 円（詳細は別紙財産目録及び収支計算書参照）

第 4 今後の進行等

上記資産のうち損害賠償金について、みらいライフ破産管財人による Z 社らに対する訴訟等を通じて、回収を図ることとする。また、破産者の資金関係の調査及び債権者についてのデータ整理等も引き続き行うこととする。

なお、一般破産債権（破産者の元依頼者らが有する債権はこれにあたる）に対する破産配当の見込みであるが、現時点における破産財団（破産管財人において換価回収した破産者の資産）は別紙財産目録及び収支計算書のとおりの 6600 万円ほどであるところ、本件では財団債権（法律上、破産手続によらずに随時に弁済が受けられるもので、一般破産債権よりいわば弁済が優先される債権）である租税債権が、現時点の推計額であり変動の可能性はあるものの約 9500 万円にのぼっていることから、現状の破産財団では一般破産債権への配当は困難な状況にあり、今後、上記広告会社らからの回収等によって、破産財団が相応の規模に増殖した場合にはじめて、破産配当が可能となるものである。

以上の次第で、破産財団をできるだけ増加させるべく、上記回収等に努めることとする。

以 上

財産目録及び収支計算書

令和6年（フ）第5403号
破産者 弁護士法人横山法律事務所
破産管財人 柴田 祐之

資産(簿価)部分 開始決定日（令和7年1月10日）現在
収支計算部分 開始決定日～令和7年5月12日

【資産及び収入の部】 (単位：円)

番号	科 目	簿 価	収 入	備 考
1	預 金			
	楽天銀行第三営業支店 【普通7439737】	—	3,920	
	楽天銀行第三営業支店 【普通7417164】	—	51,192,115	
	楽天銀行第四営業支店 【普通7417162】	—	45,027	
	楽天銀行第四営業支店 【普通7219425】	—	73,259	
	楽天銀行第四営業支店 【普通7439727】	—	450	
	楽天銀行第四営業支店 【普通7439735】	—	1,380	
	GMOあおぞらネット銀行 【普通1304776】	—	2,437,191	
	住信SBIネット銀行 【普通1680439】	—	9,800,563	
	PayPay銀行 【普通3757147】	—	863	
	みずほ銀行虎ノ門支店 【普通4076107】	—		
	みずほ銀行虎ノ門支店 【普通4076115】	—		
	みずほ銀行麹町支店 【普通1328959】	—		
	みずほ銀行麹町支店 【普通1329009】	—	546,248	
	みずほ銀行麹町支店 【普通1328991】	—		
	みずほ銀行上野支店 【普通2715590】	—		
	みずほ銀行上野支店 【普通2715604】	—		
	興産信用金庫市ヶ谷支店 【普通0148187】	—	0	未使用口座として令和6年末に強制解約
	計	0	64,101,016	
2	損害賠償金			
	X社	300,000,000	0	簿価は、判決の認容元本額
	みらいライフ㈱	—	0	
	計	300,000,000	0	
3	敷金			
	エミタス虎ノ門ビル1002	880,000	0	和解
	計	880,000	0	
4	その他			
	預金利息	0	1,844	
	資 産 合 計	300,880,000	64,102,860	
	破産申立予納金	—	3,985,214	
	財 団 合 計	—	68,088,074	

【支 出 の 部】

番号	科 目	金 額	備 考
1	事務費	250,825	通信費、銀行取引明細取得費用等
2	補助者報酬	360,742	データ整理等
3	HP制作・更新等費用	271,590	
4	事務所明渡費用（不要物撤去処分等）	860,970	
5	資料保管費用	132,843	
	合 計	1,876,970	

差引残高 金66,211,104円

公租公課		
【交付要求分】		
令和6年度法人税	165,819	
令和6年度地方法人税	16,775	
令和6年度源泉所得税等	823,440	
川崎市 市民税等特別徴収	151,734	
中野区 区民税等特別徴収	39,000	
東京都水道局 下水道料金	7,700	
日本年金機構 健康保険料等	4,551,968	
計	5,756,436 円	
【申告分】（但し、現時点の推計）		
令和5年度 法人税	43,819,500	
地方法人税	4,513,300	
法人事業税	14,117,700	
特別法人事業税	4,888,100	
法人都民税	4,627,100	
消費税	17,648,000	
令和6年度 法人税	0	
消費税	0	
計	89,613,700 円	
公租公課 合計		95,370,136 円

令和 6 年（フ）第 5404 号
破産者 横 山 晃 崇

令和 7 年 5 月 12 日

東京地方裁判所民事第 20 部特定管財 3 係 御中

破産管財人 柴 田 祐 之

調 査 報 告 書

第 1 破産手続開始決定に至った事情

1 破産者について

破産者は、第一東京弁護士会に所属していた弁護士であり、破産者弁護士法人横山法律事務所（以下「破産者法人」という。）の唯一の社員である。

破産者は、平成 17 年 10 月に弁護士登録し、東京都内の法律事務所に所属して弁護士業を開始した後、平成 22 年 2 月に独立し、千代田区麹町において破産者法人の前身である横山法律事務所（法人ではない。）を設立した。

破産者は、令和 2 年 8 月 14 日、破産者法人を設立し、令和 3 年 6 月 9 日、主たる事務所をそれまでの中央区八丁堀から港区虎ノ門に移転した。

なお、破産者は、令和 7 年 1 月 10 日に破産手続開始決定を受け、同決定が確定したことから、弁護士資格を喪失している（弁護士法 7 条 4 号）。

2 業務内容

破産者及び破産者法人の業務内容等は、破産者法人の調査報告書に記載のとおりである。

令和 3 年頃、破産者は、インターネット広告事業を目的とする X 社の関係者から、国際ロマンス詐欺、FX・偽装通貨詐欺等（以下「投資詐欺等」という。）に係る案件を処理するためのノウハウや、X 社においてその集客ができることを指南され、同年 8 月、破産者法人は、X 社に対してコンサル業務を委託し、インターネット広告により投資詐欺等案件の集客をすることで同案件の受任件数を増大させた。

その後も、破産者法人は、Y 社に対してコンサル業務を委託するほか、破産者が代表取締役を務めるみらいライフ株式会社に対してコンサル業務を委託し、みらいライフは Z 社らに同業務を再委託するなどして、インターネット広告により投資詐欺等に係る案件の集客をし、さらに同案件の受任件数を増大させた。

令和 3 年以降の破産者法人の業務内容は、その大部分が投資詐欺等案件となった。

3 破産手続開始の申立て

上記 2 のとおり、破産者法人はインターネット広告により投資詐欺等に係る案件を数多く受任していたが、破産者法人及び破産者は多数の依頼者から、受任にあたっての説明が尽く

されていない、あるいは受任後の業務報告がない等の理由で、返金請求ないし損害賠償請求を受けていた。

このような状況のもと、第一東京弁護士会及び依頼者らが、破産者法人及び破産者（破産者法人の社員である破産者は、弁護士法 30 条の 15・1 項により、破産者法人の債務について無限連帯責任を負う。）について、令和 6 年 8 月 14 日、東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行った。その趣旨とするところは、破産者法人に対しては多数の返金等請求がなされているが、同法人には、これらを弁済しうる資産がなく、支払不能ないし債務超過にあたる等とするものであった。

東京地方裁判所は、破産者及び破産者法人について、同年 11 月 22 日に弁済禁止の保全処分を発令した上で、令和 7 年 1 月 10 日に破産手続開始を決定した。

第 2 財産の調査及び換価

破産財団の現在の状況は、財産目録及び収支計算書に記載のとおりである。

(1) 解約返戻金

破産者名義の保険契約のうち、解約返戻金があるものは回収した。

(2) 預金

破産者名義の預金については、残高から手数料等を控除した額を回収した。

(3) 財産分与

破産者は、令和 6 年 5 月 24 日に配偶者と協議離婚をしているが、これに先立つ同年 4 月 25 日に離婚に伴う合意書を作成しており、同合意書では、破産者が配偶者に対して川崎市中原区の自宅マンション及び 1850 万円を財産分与すること、慰謝料 150 万円を支払うことなどが定められている。

これを受けて、破産者は、同年 5 月 7 日、配偶者名義の口座に 2000 万円を送金し、同年 9 月 30 日、自宅マンションについて配偶者に対する所有権移転登記を行った。

同マンションについては第 3 順位までの抵当権が設定されており、第 1 順位から順に、三菱 UFJ ローンビジネス株式会社（現時点の債権額約 4000 万円）、破産者の父（債権額 4696 万 0203 円）、破産者の母（債権額 2870 万 6700 円）である。なお、同マンションの評価額は、破産者が本件破産手続申立て後の審尋の際に提出した業者の査定書（令和 6 年 10 月作成）によると、8800 万円ほどとされている。

本件財産分与に関しては、関係資料等を精査し、否認の該当性等を慎重に検討しつつ、元配偶者の代理人及び両親の代理人との間で協議を進めている。

(4) 会員権

破産者は、アウラニ・ディズニー・バケーション・クラブのメンバーであり、同会員権の換価作業も進めている。

第 3 今後の進行

上記第 2 の資産の換価回収等を引き続き進めることとする。

以 上

財産目録及び収支計算書

令和6年（フ）第5404号
破産者 横山 晃 崇
破産管財人 柴田 祐 之

資産(簿価)部分 開始決定日（令和7年1月10日）現在
収支計算部分 開始決定日～令和7年5月12日

資産及び収入の部

(単位：円)

番号	科 目	簿 価	収 入	備 考
1	預 金			
	三菱UFJ銀行八重洲通支店 【普通2023629】	—	487,320	
	三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店 【普通0032954】	—		
	三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店 【普通0032938】	—	20,185	
	三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店 【普通0032925】	—		
	PayPay銀行 【普通2593115】	—	1,060	
	興産信用金庫市谷支店 【普通0148195】	—	1,346	
	ソニー銀行本店営業部 【普通1117392】	—	316,343	
	みずほ銀行横浜中央支店 【普通1360203】	—		
	みずほ銀行麹町支店 【普通1067667】	—	30,076	
	GMOあおぞらネット銀行 【普通1653618】	—	861	
	計	0	857,191	
2	保険			
	メットライフ生命	—	752,987	解約返戻金
	計	0	752,987	
3	有価証券等			
	ディズニー・バケーション・クラブ 会員権	—	0	
	計	0	0	
4	その他	0	0	
	預金利息	—	148	
	計	0	148	
資 産 合 計		0	1,610,326	
破産申立予納金		—	3,985,214	
財 団 合 計		—	5,595,540	

支 出 の 部

番号	科 目	金 額	備 考
1	事務費	16,180	通信費等
	合計	16,180	

差引残高

金5,579,360円

公租公課

【交付要求分】

川崎市令和6年度固定資産税、住民税

551,738 円

計

551,738 円